

出生届

出生した日から14日以内に、出生届書と母子手帳を持って、市町村役場にて出生届を出しましょう。出生証明書および母子手帳は退院時に受付にてお渡します。必要事項を記入のうえ、区役所戸籍住民課または区出張所へ提出してください。

※札幌市役所戸籍住民課、大通証明サービスセンターでは取り扱っていません。

生まれた日を含めて14日以内(14日目が土・日曜日の場合は翌月曜日まで、祝日の場合は翌日までOK)に届けましょう。

届出に必要な持ち物

・印鑑 ・母子健康手帳 ・出生証明書

注意事項

14日以内の届出を忘れていると、3万円以下の「過料」を請求されます。

名前が決まってない場合、氏名欄を空白のまま提出し、後で名前を届け出ることも可能ですが、戸籍に「名前が未定で提出」と書かれます。

出生届を出さないと、乳幼児医療受給者および児童手当金の申請も遅れてしまい、医療自己負担助成および児童手当金が一時的に受けられない場合もあります。